

新旧対照表

神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正（平成3年神奈川県告示第61号）

新	旧
<p>神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和56年神奈川県告示第53号）の一部を次のように改正し、豆腐の項に係る部分については平成4年1月1日から、その他の部分については平成3年7月1日から施行する。</p>	<p>神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和56年神奈川県告示第53号）の一部を次のように改正し、豆腐の項に係る部分については平成4年1月1日から、その他の部分については平成3年7月1日から施行する。ただし、調理冷凍食品に係る原材料名の表示の方法は、当分の間、香辛料として使用される原材料にあつては香辛料と表示することができる。</p>